

# 松江市国民健康保険特定保健指導 医療機関 実施要領

## 1. 目的

高齢者の医療の確保に関する法律第24条に基づき、平成20年4月から各医療保険者に義務化された内臓肥満症候群に着目した生活習慣病予防に関する特定保健指導を効率的かつ効果的に実施していくために、実施医療機関に当該業務を委託し、生活習慣病の有病者やその予備群を減少させることを目的とする。

## 2. 対象者

松江市国民健康保険（以下、「松江市国保」という。）特定健康診査（以下、「特定健診」という。）を受診し、表1のと通りの階層化により動機付け支援に該当した者で、松江市が特定保健指導利用券（以下「利用券」という。）を発行する者。ただし、高血圧症、脂質異常症または糖尿病にかかる薬剤治療中の者は除外する。

【表1 特定保健指導の階層化】

| 内臓脂肪リスク<br>①腹囲(BMI)      | 追加リスク※1 |         | ⑤喫煙(注)   | 対象※2 ※3 |        |
|--------------------------|---------|---------|----------|---------|--------|
|                          | ②血圧     | ③脂質 ④血糖 |          | 40～64歳  | 65～74歳 |
| 85cm以上(男性)<br>90cm以上(女性) | 2つ以上該当  |         | /        | 積極的支援   | 動機付け支援 |
|                          | 1つ該当    |         | あり<br>なし |         |        |
| 上記以外で<br>BMI25以上         | 3つ該当    |         | /        | 積極的支援   | 動機付け支援 |
|                          | 2つ該当    |         | あり<br>なし |         |        |
|                          | 1つ該当    |         | /        |         |        |

(注) 喫煙の斜線は、階層化の判定が喫煙の有無に関係ないことを意味する。質問票において「以前は吸っていたが、最近1ヶ月は吸っていない」場合は「喫煙なし」として扱う。

### ※1 追加リスクの基準

- ①血圧：収縮期 130mmHg 以上または拡張期 85mmHg 以上
- ②脂質：空腹時中性脂肪 150mg/dl 以上(やむを得ない場合は随時中性脂肪 175mg/dl 以上)または HDL コレステロール 40mg/dl 未満
- ③血糖：空腹時血糖 100mg/dl 以上(やむを得ない場合は随時血糖 100mg/dl 以上)または HbA1c(NGSP 値)5.6%以上

### ※2 65歳以上の者は、積極的支援に該当しても「動機付け支援」の対象とする。

### ※3 前年度に積極的支援の対象者として特定保健指導を終了し、当該年度も積極的支援の対象となったが、前年度と比べ状態の改善がみられた場合、松江市が動機付け支援相当と判断したときは「動機付け支援」の対象とする。

## 3. 実施者

松江市と契約を締結する医療機関とし、保健指導実施者は医師、保健師、管理栄養士とする。

ただし、2029年度末までの経過措置として、保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師も行うことができるものとする。

## 4. 実施方法

実施にあたっては「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（以下「実施基準」という。）」「特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準」（厚生労働省告示）に準ずるとともに具体的な保健指導の内容は、「標準的な健診・保健指導プログラム(令和6年度版)（以下「標準的なプログラム」という。）」及び「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第4版)（以下「手引き」という。）」に準ずるものとする。

### (1) 対象者への通知

松江市は、対象者に対し、利用券、案内文書、特定保健指導実施機関一覧を郵送等により通知する。

### (2) 利用申し込み

- ア. 利用券を受け取った対象者は、特定保健指導実施医療機関（以下「実施医療機関」という。）へ申し込み（電話等で予約）を行う。
- イ. 実施医療機関は、対象者からの申し込みを受け、利用者の利便性・希望日時等に配慮し、初回面接の日程調整を行う。その際、初回面接には、加入する公的医療保険を証するもの・利用券・健康診査結果を持参することを伝える。

### (3) 受付

加入する公的医療保険を証するものと利用券で松江市国保加入者かつ特定保健指導対象者であることを確認した後、利用券は実施医療機関で回収し、加入する公的医療保険を証するものは利用者に返却する。

### (4) 支援内容、形態

#### ア. 支援内容

特定保健指導の動機付け支援に該当した者に対して実施する。支援を実施する際は、利用者本人が自分の健康状態を自覚し、生活習慣の改善点・伸ばすべき行動等に気づき、自ら目標を設定し、行動に移すことができる内容とし、特定健診の結果並びに食習慣、運動習慣、喫煙習慣、休養習慣、その他の生活習慣の状況に関する調査結果を踏まえ、面接による支援及び実績評価を行う。

#### イ. 支援形態（個別支援）

##### (ア) 初回面接（1人20分以上）

- ・利用者の生活習慣の振り返りや行動変容ステージの把握をし、利用者とともに行動目標および行動計画を設定する。
- ・特定健診の結果、「動機付け支援」の対象者であることを確認できた場合、結果説明と合わせて初回面接を実施することができるものとする。

なお、初回面接を別に実施する場合において、結果説明時の保健指導時間を初回面接の導入として初回面接の実施時間に加えることができるものとする。

##### (イ) 3ヶ月後の実績評価

- ・腹囲や体重などの数値、行動変容の状況、生活習慣改善状況について面接または通信（電話、FAX、電子メール、手紙等）により初回面接の日から3ヶ月以上経過した後に行う。

## 5. 実績評価の取扱い

- (1) 特定保健指導は、初回面接から3ヶ月以上経過後に行動の内容等を評価し、支援完了とする。
- (2) 3ヶ月後の実績評価を行うために、利用者への度重なる督促（電話、手紙、電子メール等での連絡を3回以上）をしても評価が行えなかった場合は、報告書、利用勸奨状況書を評価記録として代えること

ができ、支払い対象とする。

(3) 年度中に支援を完了できなかった者については、次年度に繰り越して実施できることとする。

## 6. 特定保健指導利用料金

特定保健指導利用にかかる利用者の自己負担は無料とする。ただし、保健指導プログラムにおいて食材費等の実費相当部分は利用者の負担とする。また、本人の希望によりプログラム以外の内容を実施した場合も同様とする。

## 7. 実施の報告・請求書の提出

(1) 松江市は、実施機関からの報告書の提出により、進捗管理を行うものとする。

(2) 月末締めで実施翌月 15 日までに次の方法で報告する。

ア. 初回面接終了者分は動機付け支援用「実施記録及び報告書（表面）」および、利用券を松江市へ提出する。

イ. 3 ヶ月後の評価終了分は動機付け支援用「実施記録及び報告書（裏面）」を松江市へ提出する。

(3) 松江市は、提出された報告書の内容を確認し、問題がなければその旨を実施機関へ伝え、実施機関は速やかに請求書を提出する。

## 8. 対象者への利用勧奨

(1) 松江市は、利用券等の通知後も特定保健指導の未利用者に対し、郵送および訪問等による利用勧奨を実施する。

(2) 特定健診実施医療機関は、特定健診の結果説明時に特定保健指導の対象者と思われる人に対し、リーフレット等を使用し、利用勧奨を行う。

## 9. 松江市国保資格喪失等の場合についての取扱い

(1) 利用券を発行した後、松江市国保の資格を喪失した場合においては、対象より除外する。

ただし、資格喪失を遡ってするなど、資格を喪失したことが確認できず初回面接を実施した場合は支払の対象とする。

(2) 初回面接実施後、松江市国保資格喪失した利用者で、引き続き松江市に住民登録のある者については、3 ヶ月後の評価を実施できるものとする。

(3) 実施機関において、何らかの理由により支援が継続困難となった場合は、相互に協議したうえで、松江市が支援を引き継ぐものとし、3 ヶ月後評価終了後、必要があれば利用者の同意を得たうえで、結果を初回面接実施機関に報告する。

## 10. 個人情報の取扱い

「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成 29 年 4 月 14 日個人情報保護委員会 厚生労働省）」また「特定保健指導の外部委託に関する基準（平成 25 年厚生労働省告示第 92 号 第 2）」等を遵守し、業務上知り得た個人情報及び個人の記録票の管理についても厳重に行う。なお、業務に従事しなくなった後も同様とする。

## 附 則

この要領は、平成26年8月19日より施行する。

この要領は、平成29年9月1日より施行する。

この要領は、平成30年4月1日より施行する。

この要領は、平成30年8月1日より施行する。

この要領は、令和5年4月1日より施行する。

この要領は、令和6年4月1日より施行する。

この要領は、令和7年4月1日より施行する。

この要領は、令和8年4月1日より施行する。